

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月26日

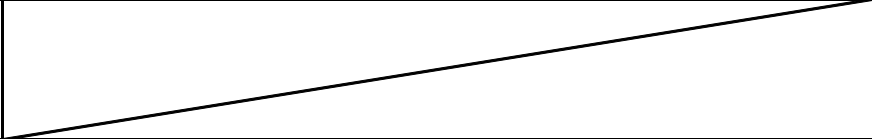
1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	新宿区
4. 届出番号	51
5. 独自利用事務の事例番号	54-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/kikaku01_002131.html

執行機関名 新宿区長

地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	区立住宅の管理その他の住宅に関する事務であって規則で定めるもの 【新宿区立住宅管理条例第2条第5号に規定する事業住宅の管理に関する事務】
②番号法別表第1の項	35	
③番号法別表第2の項	54	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年新宿区条例第47号)第3条区長の項第6号 別表 区立住宅の管理その他に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	住宅地区改良法(昭和35年5月17日法律第84号)第1条	新宿区立住宅管理条例(平成9年新宿区条例第25号。)第1条、第2条第5号

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第1条 この法律は、不良住宅が密集する地区の改良事業に関し、事業計画、改良地区の整備、改良住宅の建設その他必要な事項について規定することにより、当該地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集团的建設を促進し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、新宿区(以下「区」という。)における区立住宅の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。 第2条第5号 事業住宅 規則で定めるまちづくり推進事業(以下「まちづくり推進事業」という。)のうち、区が実施し、又は関与するものの施行に伴い、住宅の建て替え又は除却により住宅に困窮する従前居住者のために区が設置する住宅及びその附帯施設又は倉庫をいう。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>新宿区立住宅管理条例(平成9年新宿区条例第25号。) 新宿区立住宅管理条例施行規則(平成9年新宿区条例第61号。)</p>